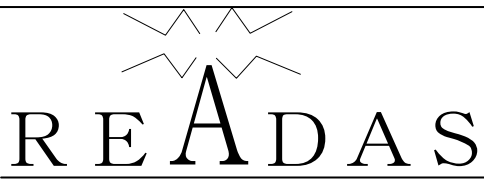


第 5660 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 2月28日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 相続で取得した自社株の譲渡

Q：父親が経営していた会社の株式を相続で取得しました。この株式を会社で買い取ってもらい納税資金を捻出しようと思っています。譲渡の特例があるそうですが、どんな内容ですか？

A：次のような内容です。

【解説】

通常、個人が非上場会社の株式をその非上場会社に譲渡したときは、みなし配当課税（総合課税：所得税率は最高45%）が行われますが、相続又は遺贈により取得した非上場会社の株式をその非上場会社に譲渡するときは、みなし配当課税が行われず、譲渡益課税（申告分離課税：所得税率は15%）がされることとなっています。

この場合の要件は、次のとおりです。

- ① その相続に係る相続税額があること
- ② 相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までの間に譲渡をすること
- ③ 一定の事項を記載した書面を非上場会社を通じて会社の所轄税務署に提出すること

なお、この場合、相続人は相続した株式のすべてを譲渡する必要はなく、一部だけを譲渡することも認められます。

また、この場合においても、取得費加算（譲渡した資産の取得費に相続税額のうち一定の金額を加算することができる）の特例を受けることが認められます。

